

# 産業環境委員会報告資料

令和元年8月20日

報告事項件名

- (1) 足立区環境審議会規則の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

(環 境 部)

# 産業環境委員会報告事項

令和元年8月20日

件名	足立区環境審議会規則の改正について
所管部課名	環境部 環境政策課
内 容	<p>1 1月に任期が満了する足立区環境審議会委員の改選にあたり、足立区環境審議会規則を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改正理由 環境問題が多様化、複雑化する中、今後予定している環境基本計画の中間見直しや、環境施策を効果的に進めていくにあたり、より幅広い専門的知見が求められるため、学識経験者委員の定員を増員する。</p> <p>2 改正内容 別紙「新旧対照表」参照 (1) 変更前 学識経験者 2人以内 (2) 変更後 学識経験者 3人以内</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>
問 題 点 今後の方針	1 1月の委員改選に向け、学識経験者の経歴や研究テーマなどを考慮し、区の課題解決に必要な専門的知見を有する適任者を委員に選任する。

足立区環境審議会規則の一部を改正する新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区環境審議会規則 平成11年7月14日規則第42号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="padding-left: 40px;">平成13年4月1日規則第43号 平成17年4月1日規則第60号 平成20年3月31日規則第26号 平成25年7月1日規則第65号 平成28年3月17日規則第21号</p> <p>足立区環境審議会規則を公布する。 足立区環境審議会規則 (目的) 第1条 (略) (組織) 第2条 条例第24条第4項に規定する委員(以下「委員」という。)は、15人を超えない範囲内で、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 事業者 3人以内 (2) 区民 6人以内 (3) 区議会議員 4人以内 (4) 学識経験者 2人以内 (5) 環境の保全に係る行政機関の職員 2人以内</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>	<p>○足立区環境審議会規則 平成11年7月14日規則第42号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="padding-left: 40px;">平成13年4月1日規則第43号 平成17年4月1日規則第60号 平成20年3月31日規則第26号 平成25年7月1日規則第65号 平成28年3月17日規則第21号 <u>令和元年●月●日規則第●号</u></p> <p>足立区環境審議会規則を公布する。 足立区環境審議会規則 (目的) 第1条 (略) (組織) 第2条 条例第24条第4項に規定する委員(以下「委員」という。)は、15人を超えない範囲内で、次の各号に掲げる者について委嘱又は任命する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 事業者 3人以内 (2) 区民 6人以内 (3) 区議会議員 4人以内 (4) 学識経験者 <u>3人以内</u> (5) 環境の保全に係る行政機関の職員 2人以内</p> <p style="text-align: right;">(略)</p>